

熊本都市バス健軍長嶺線運行業務の管理委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在、当社にて一般乗合旅客自動車運送事業として大型車両で運行している「健軍長嶺線」について、利用実態に応じて小型車両へと転換し普通二種免許にて運行可能になることに伴い、道路運送法第35条の規定に基づき、当該路線の運行管理及び運行業務について管理の受委託を実施する上で、最も適切で優れた受託事業者を選定するために必要な事項を定めます。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 熊本都市バス健軍長嶺線運行業務の管理委託
- (2) 業態 : 一般乗合旅客自動車運送事業
- (3) 業務内容 : 健軍長嶺線の運行管理及び運行
- (4) 仕様等 : 別添仕様書のとおり。尚、今後の提案内容を踏まえて、協議により変更する
場合がある。
- (5) 委託期間 : 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（5年間）

3. 実施形式

公募型

4. スケジュール

令和4年5月30日（月）	公募開始
令和4年6月10日（金）	企画提案書の提出締切
令和4年6月13日（月）	参加資格審査結果、審査割り当て時間の通知
令和4年6月15日（水）	プレゼンテーション審査
令和4年6月17日（金）	プレゼンテーション審査結果の通知
令和4年6月20日（月）～	契約締結及び管理の受委託申請に向けた協議
令和4年6月27日（月）	運行業務の管理委託契約締結・国へ管理の受委託申請

5. 参加資格の要件

- (1) プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てに該当する法人とします。
 - ①当社が委託する運行業務について、当社の指示・伝達のもと、当社と同等の運行管理や運行サービスが提供できること。
 - ②会社更生法に基づく更生手続き、又は民事再生法に基づく再生手続きの開始申し立てをしていないこと。
 - ③暴力団、暴力団関係企業の他、暴力、威力等不当な行為を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力ではなく、役員や主要な出資者などが実質的に経営に関与していないこと。また、資金や便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持や運営に協力したり、利用する等の関与がないこと。（これらが後日判明した場合、参加事業者に対し何らの催告なしに、プロポーザル参加資格の他、運行業務の管理委託に係る権利一切を取り消すものとする）

- ④安全運行を基盤とした当該事業の持続的な運営が可能な事業規模（旅客専用使用する車両数 30 台以上保有）を、担当する事業所にて有していること。
 - ⑤一般乗合旅客自動車運送事業免許があり、過去 5 年間に於いて 2 年間の運行実績があること。
 - ⑥熊本市に担当事業所を有し、緊急時に迅速な対応ができる体制を整えていること。
 - ⑦担当事業所に、運行管理者、運転士、整備員が在籍している他、アルコール検知器、点呼場、車庫、油脂庫等、当該事業の実施に支障がないことが合理的に認められる資源を有していること。
 - ⑧当該事業の受託運行事業の実施にあたり、事業者の従業員で組織する主たる労働組合との合意が整っていること。（国への管理の受委託申請上必須）
 - ⑨その他、法令等に違反していないこと、または違反する恐れがないこと。
 - ⑩事業開始 1 ヶ月前頃より、路線教習を始め、当社における事故防止、車載器操作及び提供するサービス等についてのレクチャー（延べ 4 ～ 5 日程度）について、担当運行管理者と乗務する運転士を対象として受講することが可能であること。
- (2) 次に掲げる書類を提出し確認を受けた上で、プロポーザルに参加することができるものとする。
- ①一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
 - ②履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - ③国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できるもの）
- (3) 参加事業者は、候補者決定までの間に本要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (4) 参加事業者は、選定結果が通知された後において、プロポーザルの提出書類に選定結果に影響を与えうる虚偽の内容が判明した場合、または不誠実な行為を行った場合や、選定事業者に当該事業を委託する上での協議及び手続き途中で重大な瑕疵が認められた場合には、選定資格を喪失することがある。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式 1）・・・ 1 部

イ 見積書・・・ 1 部

様式は任意です。運行業務委託見積内訳（様式 2）を合わせて提出してください。

ウ 事業者概要・・・ 1 部

様式は任意です。法人の規模（運行事業所、従業員、車両台数等）や事業内容について記載してください。過去 5 年における、一般乗合旅客自動車運送事業の実績（様式 3）を合わせて提出してください。

エ 運行管理者経歴書（様式 4）

当該事業を担当し選任される、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者について記載し、資格者証の写しを添付してください

オ 重大事故発生報告書（様式 5）

過去3年間に、貴社で発生した重大事故（国への報告義務があるもの）について記載ください。

カ 駐車スペースの見取り図・・・1部

様式は任意ですが、担当事業所車庫内の全体及び、保有する全車両の駐車状況、また車庫内の動線等がわかるよう記載願います。

キ 企画提案書・・・正本1部（要押印）・副本6部（押印不要）

企画提案書の内容は、次の①～④の項目を主として記載してください。

※様式は任意ですが、A4縦版（A3の折込みも可）横書きで統一してください。既に既成の媒体がある場合はこの限りではありません。

①安全運行・事故防止

- ・事故防止対策
- ・法令遵守・実績
- ・運転士の教育
- ・運転士の健康管理
- ・感染症対策

②対応能力

- ・事故処理・苦情処理
- ・災害発生時、緊急時のマニュアルの有無、連絡ルート等の危機管理体制

③接遇・サービス

- ・接遇サービス教育
- ・求められるニーズに対する対応
- ・車椅子のお客様の移動確保策 ※当該車両では乗車不可となるため

(2) 提出方法 持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達記録が残る方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付けます。

(3) 提出期限 令和4年6月10日（金）午後5時迄必着

(4) 提出先 〒860-0821 熊本市中央区本山2丁目9番32号
熊本都市バス株式会社 管理本部 企画課 宛

7. 審査及び選定

プレゼンテーション審査は、一般乗合旅客自動車運送事業として求められる、法令遵守、安全を基盤とした適正な運行、中長期に持続的に運営できるか、ご利用者への接客サービス、見積額などの観点で各項目点数化し、4名の審査員の総点数により受託候補事業者及び次点事業者を選定します。なお、参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーションを受けることのできる事業者を4者程度に選定します。

(1) 選定日時 令和4年6月15日（水） ※各事業者の割り当て時間をご案内します。

(2) 会場 熊本都市バス株式会社 本社2F会議室（住所は企画提案書提出先と同）

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は25分以内（提案20分、質疑は5分を基本）、準備・後片付けは別に5分とし、1事業者あたり合計30分の割り当て時間とします。

②プレゼンテーションは、事前提出した企画提案書等の内容を基本とします。

- ③出席者は1事業者あたり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当（委託業務責任者または主たる運行管理者）とします。
- ④プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者側でのご準備をお願いします。
- ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用をお願いします。会場入場時に検温を行い、37.5℃以上の場合は入室不可とします。

(4) 選定結果通知

選定結果は6月17日（金）に参加事業者へメールにて通知し、選定事業者のみ弊社ホームページにて公表します。なお、選定された受託候補事業者が辞退、または上述の参加資格要件を満たさないことが判明した場合には、次点の事業者を繰り上げるものとします。

8. 留意事項

(1) 提出資料の取り扱い

- ア 提出された資料は、返却いたしません。
- イ 提出後の差し替え及び資料の追加・削除は認めません。
- ウ 提出された資料は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に必要な費用はすべて参加事業者負担とします。やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止する場合があります。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用はすべて参加事業者負担とします。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに当社へ通知してください。

(4) 著作権の管理

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した参加事業者に帰属するものとします。

(5) 異議申し立て等

参加事業者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として異議を申し立てることはできず、審査内容や結果についても同様とします。

(6) 情報提供

公募開始後の問合せ状況などにより、参加事業者向けの情報提供の必要があると判断した場合には当社ホームページにて公開しますので、逐次ご確認をお願いします。

9. お問い合わせ

参加資格有無の他、企画提出資料についてのご質問がございましたら、令和4年6月7日（火）中までに下記メールにてお問い合わせください。ご質問が届いた2営業日（土日除く）までを目途にメールまたは電話にてご回答させていただきます。

【ご質問の宛先】

熊本都市バス株式会社 管理本部企画課 石田・松海
marketing@kumamoto-toshibus.co.jp